法第１３条及び省令第４条に基づく書面

　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

三原市水道事業

　三　原　市　長　　　　　様

　　　　　　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　 印

　　　　 　　　　　　　 電話番号　　　－　　　　－

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体等の方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し□有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他( ) | その他の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
* 受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

三原市水道事業

　三　原　市　長　　　　　様

　　　　　　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　 印

　　　　 　　　　　　　 電話番号　　　－　　　　－

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体等の方  法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他( ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体の方法については該当がない場合は，記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　該当無し

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

三原市水道事業

　三　原　市　長　　　　　様

　　　　　　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　 印

　　　　 　　　　　　　 電話番号　　　－　　　　－

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体等の方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　） | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については該当がない場合は，記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
* 受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）